

マカオの輸入規制措置の概要 (平成25年5月23日時点)

【輸入規制措置の概要】

マカオ政府は、日本から輸出される12都県の食品のうち、一部の地域・品目については輸入停止措置を講じるとともに、その他の地域・品目については放射性物質検査報告書(英文)の提出を求めています(政府機関による証明は不要)。

(輸入規制措置の内容)

	対 象	品 目	規制内容
1	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	輸入停止
2	9都県(宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野)	野菜、果物、乳製品 食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	
3	山形、山梨(2県)	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	

注1 ; マカオの放射性物質基準

放射性物質核種	基準(Bq/kg)
ヨウ素(¹³¹ I)	100
セシウム(¹³⁴ Cs+ ¹³⁷ Cs)	1,000

注2 ; 放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合には、輸出すべきではありません。

2. 留意事項

(1) 検査報告書への記載事項

放射性物質検査結果報告書には、以下の内容が記載されることが必要です。

- ① 放射性物質の測定数値(日本の放射性物質基準に適合することを明示)
- ② 産地の都県名

(2) 検査機関

放射性物質検査はマカオ側に登録した検査機関で行うことが必要です。

「マカオ向けに輸出される食品等に係る放射性物質検査機関一覧」は、農林水産ホームページに掲載しています。

(http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html#macau)